平成２８年（フ）第４２６号
熊本市南区野田３丁目５－21、住民票上の住所熊本市南区南高江１丁目16番19号
債務者　藤原　則昭
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４２８号
熊本市西区花園４丁目８番65号　プロローグ花園208号
債務者　澤永菜都樹
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２３号
宮崎市生目台西２丁目３番地１　県営住宅14棟33号
債務者　北原　睦美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２６号
宮崎市神宮東１丁目７番48号　第一弘コーポ302号
債務者　緒方美香代（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17483番地１
債務者　甲斐久美子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３８号
宮崎市大字島之内6718番地１　鈴木コーポ102号
債務者　西川　信男
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３７３号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目43番21号
債務者　塩浦　良孝
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３８３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4267番地１
債務者　西牟田尚美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９６号
北海道小樽市新光１丁目14番18号　ニューライトＳ１　101号、前住所北海道小樽市富岡１丁目18番19号　ル・ポール富岡壱番館
債務者　和田　美香
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第７５号
岐阜県加茂郡坂祝町黒岩1485番地８　カステロ・リオ・オエステＢ212
債務者　有村　　透
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第２１９号
奈良県橿原市土橋町283番地　オークパレスＢ　201
債務者　土肥　美幸
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
徳島県吉野川市鴨島町森藤41番地
債務者　田村　基浩
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８９号
徳島県板野郡松茂町中喜来字蔵野22番地４　蔵野ハイツ201号室、前住所徳島県徳島市川内町竹須賀７番地
債務者　森内　尚子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９６号
徳島県名西郡神山町阿野字歯ノ辻179番地２、旧住所徳島県名西郡神山町阿野字歯ノ辻184番地３
債務者　坂東佐代子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４０号
大分市大字古国府652番地（第二藤原ビル202）
債務者　橋本　智美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７号
福井県小浜市小浜香取２番地
債務者　小西　康一
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部